委員会代表者会議の公開に関する要領

資料５

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪府議会会議規則第124条第４項に基づき、同条第１項別表に規定する委員会代表者会議（以下「代表者会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公開の方法）

第２条　代表者会議の撮影及び録音（以下「撮影等」という。）は、大阪府議会における議会開会中の撮影等の許可等に関する要領第４条に基づく許可証の交付を受けた大阪府政記者会加盟社（教育常任委員会代表者会議での撮影等にあっては、大阪教育記者会加盟社を含む。）に従事する者に限り、これをすることができる。

２　代表者会議の要点記録の公表は、府議会ホームページに掲載することにより行う。

（撮影等をする者の遵守事項等）

第３条　前条第１項の規定により撮影等をする者は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 代表者会議室では、必ず許可証及び自社腕章又は社員証の類を着用すること。
2. 代表者会議室では、大阪府議会委員会傍聴規則を守るほか、係員の指示に従うこと。

２　撮影等をすることができる場所は、別図に定めるとおりとし、使用できる機器は、カメラ、TVカメラ及び録音機とする。

（補則）

第４条　この要領に定めるもののほか、代表者会議の公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。

　　　附　則

　この要領は、令和４年３月７日から施行する。